

No.

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

2
執行機関に之を委ねる。

3
九、共同委員會には各党一名一つの幹事を置く。

4
所記、幹事は原則として議員に充てる者として之を

5
としむるも、片黨党の都合は此の例外と認めらるる

6
一決した。其の理由は片黨党に於て政党内閣

7
立案第八項について日本片黨党例は無用な条項ありと

8
張して全文削除説を唱へる。之に對して社会片黨党は全

9
文存置する。要するに力説し双方相譲りて相等協議を

10
した結果、第五項を修正して第八項は全文削除する決意し